

## 医療法人やすだ 堀口記念病院 一般事業主行動計画

医療法人やすだ堀口記念病院は、「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」に基づき、職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間

2、内容

目標 1：産前・産後休業、育児休業等給付・育児時短就業給付、社会保険料免除などの制度の周知や情報提供を行う

<対策>

- 令和 7 年 4 月～ 法改正に基づく諸制度の整備
- 令和 7 年度内 制度に関するパンフレットを作成し、職員に配布する

目標 2：年次有給休暇、その他休暇を取得しやすい環境の整備及び調和のとれたライフワークバランスの実現を目指す

<対策>

- 令和 7 年 5 月～ 有給休暇の計画的な取得の調査
- 令和 8 年 4 月～ 有給休暇の取得状況及び運用上の課題点（業務と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されているか留意）を取りまとめ、次年度以降に反映させる

目標 3：毎月の平均残業時間を 15 時間以内とする

<対策>

- 令和 7 年 4 月～ 業務上無理のない適正な人員配置を継続する
- 令和 7 年度内 業務の簡素化・業務分担の推進を図り、長時間勤務にならない体制にする